

基準年度
単価年度

設 計 書

場 所	福山市引野町南一丁目外 8 か町地内	
名 称	明見ポンプ場外沈砂清掃運搬業務委託	
金 額	設 計 金 額	円
設 計 概 要	沈砂清掃及び汚泥収集運搬業務 一式 予定沈砂運搬量 (1)明見ポンプ場 1.00トン (2)鳳第3ポンプ場 3.00トン (3)木之庄中継ポンプ場 11.00トン (4)大門中継ポンプ場 2.00トン (5)神島中継ポンプ場 2.00トン (6)坪生中継ポンプ場 2.00トン (7)明王台第1中継ポンプ場 4.50トン (8)明王台第2中継ポンプ場 4.50トン (9)本郷川中継ポンプ場 2.00トン	

業 務 委 託 料 内 訳 書

工種：

費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
業 務 委 託 費								
	沈 砂 清 掃 工							
		直 接 業 務 費		式	100			
		間 接 業 務 費		式	100			
	業 務 原 価							
		一 般 管 理 費 等		式	100			
	業 務 価 格							
	消 費 税 当 相 当 額			%	1000			
業 務 設 計 金 額								

福山市上下水道局

直 接 業 務 費 内 訳 書

工種:

費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
直 接 業 務 費								
	沈 砂 清 掃 工							
			明 見 ポ ン プ 場	式	1.00			第1号内訳書のとおり
			鳳 第 3 ポ ン プ 場	式	1.00			第2号内訳書のとおり
			木之庄中継ポンプ場	式	1.00			第3号内訳書のとおり
			大 門 中 継 ポ ン プ 場	式	1.00			第4号内訳書のとおり
			神 島 中 継 ポ ン プ 場	式	1.00			第5号内訳書のとおり
			坪 生 中 継 ポ ン プ 場	式	1.00			第6号内訳書のとおり
			明王台第1中継ポンプ場	式	1.00			第7号内訳書のとおり
			明王台第2中継ポンプ場	式	1.00			第8号内訳書のとおり
			本 郷 川 中 継 ポ ン プ 場	式	1.00			第9号内訳書のとおり
計								
直 接 業 務 費								

間 接 業 務 費 内 訳 書

工種:

費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
間 接 業 務 費								
		共 通 仮 設 費	率 計 上					
			明 見 ポ ン プ 場	式	1.00			
			鳳 第 3 ポ ン プ 場	式	1.00			
			木 之 庄 中 継 ポ ン プ 場	式	1.00			
			大 門 中 継 ポ ン プ 場	式	1.00			
			神 島 中 継 ポ ン プ 場	式	1.00			
			坪 生 中 継 ポ ン プ 場	式	1.00			
			明 王 台 第 1 中 継 ポ ン プ 場	式	1.00			
			明 王 台 第 2 中 継 ポ ン プ 場	式	1.00			
			本 郷 川 中 継 ポ ン プ 場	式	1.00			
			安 全 費	日				第9号明細
		計						
		共 通 仮 設 費		式	1.00			

間 接 業 務 費 内 訳 書

工種:

費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
		現 場 管 理 費						
			明 見 ポ ン プ 場	式	1.00			
			鳳 第 3 ポ ン プ 場	式	1.00			
			木 之 庄 中 継 ポ ン プ 場	式	1.00			
			大 門 中 継 ポ ン プ 場	式	1.00			
			神 島 中 継 ポ ン プ 場	式	1.00			
			坪 生 中 継 ポ ン プ 場	式	1.00			
			明 王 台 第 1 中 継 ポ ン プ 場	式	1.00			
			明 王 台 第 2 中 継 ポ ン プ 場	式	1.00			
			本 郷 川 中 継 ポ ン プ 場	式	1.00			
		計						
		現 場 管 理 費		式	1.00			
計								
間 接 業 務 費								

第1号内訳表		明見ポンプ場沈砂清掃工																			
種	目	形	状	寸	法	単	位	数	量	単	価	(	円	)	金	額	(	円	)	摘	要
	強力吸引車運転工						日													第3号明細	
	強力吸引車運搬工						トン	1	00											第4号明細	
	管路内締切工	止水プラグ	内径250mm				日													第7号明細	
	交通誘導警備員	交通誘導警備員B					人	1	00												
	計																				

福山市上下水道局

第2号内訳表		鳳第3ポンプ場沈砂清掃工																			
種	目	形	状	寸	法	単	位	数	量	単	価	(	円	)	金	額	(	円	)	摘	要
	強力吸引車運転工						日													第3号明細	
	強力吸引車運搬工						トン	3	00											第4号明細	
	管路内締切工	止水プラグ	内径250mm				日													第7号明細	
	交通誘導警備員	交通誘導警備員B					人	1	00												
	計																				

福山市上下水道局

第3号内訳表		木之庄中継ポンプ場沈砂清掃工					
種	目	形 状 寸	法 単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
	強力吸引車運転工		日				第1号明細
	強力吸引車運搬工		トン	11.00			第4号明細
	管路内締切工	止水プラグ 内径500mm	日				第6号明細
	交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人	2.00			
	計						

福山市上下水道局

第4号内訳表				大門中継ポンプ場沈砂清掃工																	
種	目	形	状	寸	法	単	位	数	量	単	価	(	円	)	金	額	(	円	)	摘	要
	強力吸引車運転工						日													第3号明細	
	強力吸引車運搬工						トン	2	00											第4号明細	
	計																				

福山市上下水道局

第5号内訳表		神島中継ポンプ場沈砂清掃工																			
種	目	形	状	寸	法	単	位	数	量	単	価	(	円	)	金	額	(	円	)	摘	要
	強力吸引車運転工						日													第3号明細	
	強力吸引車運搬工						トン	2	00											第4号明細	
	交通誘導警備員	交通誘導警備員B					人	1	00												
	計																				

福山市上下水道局

第6号内訳表					坪生中継ポンプ場沈砂清掃工																
種	目	形	状	寸	法	単	位	数	量	単	価	(	円	)	金	額	(	円	)	摘	要
	強力吸引車運転工						日													第3号明細	
	強力吸引車運搬工						トン	2	00											第4号明細	
	管路内締切工	止水プラグ		内径500mm			日													第6号明細	
	交通誘導警備員	交通誘導警備員B					人	1	00												
	計																				

福山市上下水道局

第7号内訳表					明王台第1中継ポンプ場沈砂清掃工																
種	目	形	状	寸	法	単	位	数	量	単	価	(	円	)	金	額	(	円	)	摘	要
	強力吸引車運転工						日													第2号明細	
	強力吸引車運搬工						トン	4	50											第4号明細	
	水替工				止水プラグ 内径250mm		日													第9号明細	
	交通誘導警備員				交通誘導警備員B		人	1	00												
	計																				

福山市上下水道局

第8号内訳表		明王台第2中継ポンプ場沈砂清掃工																			
種	目	形	状	寸	法	単	位	数	量	単	価	(	円	)	金	額	(	円	)	摘	要
	強力吸引車運転工						日													第2号明細	
	強力吸引車運搬工						トン	4	50											第4号明細	
	水替工	止水プラグ		内径250mm			日													第9号明細	
	交通誘導警備員	交通誘導警備員B					人	1	00												
	計																				

福山市上下水道局

第9号内訳表		本郷川中継ポンプ場沈砂清掃工					
種	目	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
	強力吸引車運転工		日				第3号明細
	強力吸引車運搬工		トン	2.00			第4号明細
	水替工	止水プラグ 内径350mm	日				第8号明細
	計						

福山市上下水道局

第1号明細		強力吸引車運転工(8.0トン使用)					(1日当り)														
種	目	形	状	寸	法	単	位	数	量	単	価	(	円	)	金	額	(	円	)	摘	要
	軽油						リットル														
	清掃技師						人														
	清掃作業員						人														
	運転手(特殊)						人														
	強力吸引車損料	積載質量8.0トン	210kW																		
		最大風量20～26m ³ /min					時間														
	計																				

第2号明細		強力吸引車運転工(4.5トン使用)					(1日当り)														
種	目	形	状	寸	法	単	位	数	量	単	価	(	円	)	金	額	(	円	)	摘	要
	軽油						リットル														
	清掃技師						人														
	清掃作業員						人														
	運転手(特殊)						人														
	強力吸引車損料	積載質量4.5トン	147kW																		
		最大風量20～26m ³ /min					時間														
	計																				

第3号明細		強力吸引車運転工(3.5トン使用)				(1日当り)	
種	目	形 状 寸 法	単 位	数	量 単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
	軽油		リットル				
	清掃技師		人				
	清掃作業員		人				
	運転手(特殊)		人				
	強力吸引車損料	積載質量3.5トン 154kW 最大風量20～26m ³ /min	時間				
	計						

第4号明細		強力吸引車運搬工						(1トン当たり)
種	目	形 状 寸 法	単 位	数	量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
	明見ポンプ場	積載質量3.5トン 154kW 最大風量20～26m ³ /min	時間					単第3表
	鳳第3ポンプ場	積載質量3.5トン 154kW 最大風量20～26m ³ /min	時間					単第3表
	木之庄中継ポンプ場	積載質量8.0トン 210kW 最大風量20～26m ³ /min	時間					単第1表
	大門中継ポンプ場	積載質量3.5トン 154kW 最大風量20～26m ³ /min	時間					単第3表
	神島中継ポンプ場	積載質量3.5トン 154kW 最大風量20～26m ³ /min	時間					単第3表
	坪生中継ポンプ場	積載質量3.5トン 154kW 最大風量20～26m ³ /min	時間					単第3表
	明王台第1中継ポンプ場	積載質量4.5トン 147kW 最大風量20～26m ³ /min	時間					単第2表
	明王台第2中継ポンプ場	積載質量4.5トン 147kW 最大風量20～26m ³ /min	時間					単第2表
	本郷川中継ポンプ場	積載質量3.5トン 154kW 最大風量20～26m ³ /min	時間					単第3表

第5号明細		管渠内締切工(止水プラグ)										(1日当り)									
種	目	形	状	寸	法	単	位	数	量	単	価	(	円	)	金	額	(	円	)	摘	要
	止水プラグ損料		内径500mm				日														
	計																				

第6号明細		管渠内締切工(止水プラグ)										(1日当り)									
種	目	形	状	寸	法	単	位	数	量	単	価	(	円	)	金	額	(	円	)	摘	要
	止水プラグ損料		内径250mm				日														
	計																				

第7号明細		水替工(止水プラグ)										(1日当り)									
種	目	形	状	寸	法	単	位	数	量	単	価	(	円	)	金	額	(	円	)	摘	要
	潜水ポンプ運転工						日														単第4表
	潜水ポンプ設置・撤去工						回	1	00												単第5表
	止水プラグ損料				内径350mm		日														
	計																				

第8号明細		水替工(止水プラグ)										(1日当り)									
種	目	形	状	寸	法	単	位	数	量	単	価	(	円	)	金	額	(	円	)	摘	要
	潜水ポンプ運転工						日														単第4表
	潜水ポンプ設置・撤去工						回	1	00												単第5表
	止水プラグ損料				内径250mm		日														
	計																				

第9号明細				安全費							(1日当り)										
種	目	形	状	寸	法	単	位	数	量	単	価	(	円	)	金	額	(	円	)	摘	要
	送風機運転工						日														単第6表
	呼吸用保護具運転工						日														単第7表
	計																				

単第1表		強力吸引車運搬工(8.0トン使用)					(1時間当り)														
種	目	形	状	寸	法	単	位	数	量	単	価	(	円	)	金	額	(	円	)	摘	要
	軽油						リットル														
	運転手(特殊)						人														
	強力吸引車損料	積載質量8.0トン	210kW				時間														
	計	最大風量20～26m ³ /min																			

単第2表		強力吸引車運搬工(4.5トン使用)					(1時間当り)														
種	目	形	状	寸	法	単	位	数	量	単	価	(	円	)	金	額	(	円	)	摘	要
	軽油						リットル														
	運転手(特殊)						人														
	強力吸引車損料	積載質量4.5トン	147kW																		
		最大風量20～26m ³ /min					時間														
	計																				

単第3表		強力吸引車運搬工(3.5トン使用)					(1時間当り)														
種	目	形	状	寸	法	単	位	数	量	単	価	(	円	)	金	額	(	円	)	摘	要
	軽油						リットル														
	運転手(特殊)						人														
	強力吸引車損料	積載質量3.5トン	154kW																		
		最大風量20～26m ³ /min					時間														
	計																				

単第4表		潜水ポンプ運転工										(1日当り)									
種	目	形	状	寸	法	単	位	数	量	単	価	(	円	)	金	額	(	円	)	摘	要
	清掃作業員						人														
	潜水ポンプ損料						日														
	計																				

単第5表												潜水ポンプ設置・撤去工												(1回当り)											
種 目				形 状 寸 法				単 位 数 量				単 価 (円)				金 額 (円)				摘 要															
普通作業員								人																											
計																																			

単第6表		送風機運転工					(1日当り)	
種	目	形 状 寸 法	単 位	数	量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
	清掃作業員		人					
	送風機損料	軸流式 風量50/60m ³ /min 風圧0.3/0.4kPa	日					
	計							

単第7表		呼吸器用保護具運転工					(1日当り)	
種	目	形 状 寸 法	単 位	数	量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
	清掃作業員		人					
	エアラインマスク損料	プレッシャデマンド形複合式	日					
	計							

福山市上下水道局

明見ポンプ場外沈砂清掃運搬業務委託 仕様書

(適用)

第1条 本業務は明見ポンプ場外沈砂清掃運搬業務委託である。

- 2 業務履行に当たっては、この仕様書によるほか、関係法令に従い履行すること。
- 3 図面又は特記仕様に記載された事項はその仕様によること。

(業務の内容)

第2条 本業務は、明見ポンプ場の外、汚水の中継ポンプ場等下水道施設の沈砂池及びポンプ井を清掃し、発生する沈砂（汚泥及びし渣等の産業廃棄物）を運搬することで施設の機能回復を図る業務である。詳細については特記仕様書によること。

運搬先は、株式会社中国開発（広島県尾道市西藤町志村 75-132）である。

- 2 業務の履行に当たっては、強力吸引車を使用すること。

(提出書類)

第3条 受注者は、委託業務の着手及び完了に当たり契約条項に定めるもののほか、次の各号の書類を提出しなければならない。ただし、様式及び提出部数は上下水道局の監督員（以下、「局監督員」という。）と協議すること。

- (1) 業務施工計画書（緊急時連絡体制、作業員名簿、安全管理等の記載含む）
- (2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）
- (3) 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
- (4) 計量表（株式会社中国開発発行分）
- (5) 業務写真（作業前、作業中、作業後、運搬先及び安全対策の実施が確認できるもの）
- (6) 道路使用許可申請書及び道路占用届出書の写し
- (7) 交通誘導警備員の実施伝票
- (8) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証の写し
- (9) 酸素及び硫化水素濃度の測定記録票
- (10) 作業員の体調管理票
- (11) 業務委託完了通知書
- (12) 請求書
- (13) その他、本業務実施に当たり必要と認めるもの。

(有資格者の配置)

第4条 業務の履行に当たり、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（第二種酸素欠乏危険作業主任者を含む）技能講習修了者を配置すること。

- 2 その他、業務の履行に当たり資格を必要とする作業は、それぞれの有資格者を持って作業しなければならない。

(業務用電力及び用水)

第5条 業務履行に必要な電力、用水及びこれに要する仮設資材は、受注者の責任で処理すること。ただし、局監督員と協議の上、軽微な電力及び用水は場内のものを使用してよい。

(安全管理)

第6条 受注者は業務の履行に当たっては、転落、転倒、衝突、器具の落下等、常に細心の注意をはらい、労働安全衛生法等を遵守し、公衆及び従業員の安全を計ること。人身事故等が発生した場合には、速やかに局監督員に報告しなければならない。

2 酸素欠乏又は硫化水素発生の恐れがある箇所においては、酸素欠乏症等防止規則に則り酸素及び硫化水素の濃度測定を行い、記録をし、換気を充分に行うこと（測定時の記録票及び写真を提出する）。なお、濃度測定器は、有効期限内のものを使用すること。

3 業務の実施に当たり、酸素欠乏又は硫化水素の発生の恐れのある場合は、エアラインマスク等の空気呼吸器を使用し、安全に作業を実施すること。

4 作業場所は暗所のため、業務の履行に支障をきたさないよう照明を多用し、作業に必要な照度を保つ等、安全対策を徹底すること。

5 道路上に強力吸引車等の業務に必要な車両の駐車等、道路の規制を必要とする箇所については、道路交通法第77条に基づく道路使用許可申請書及び福山地区消防組合火災予防条例第58条に基づく道路占用届出書の提出を行うこと。また、通行人などに迷惑がかからないよう必ず交通誘導警備員を配置し、安全管理に努めること。

6 業務の実施に当たり、業務に使用する資器材（梯子、脚立、照明器具、ホース及びロープ等）及び安全に資する機材（墜落制止用器具、呼吸器等）については、受注者にて用意すること。

7 作業器具の搬入、使用及び撤去の際は、施設内の設備に接触し、破損することのないように充分留意し、必要に応じて対策を講じること。

(衛生管理)

第7条 作業中及び作業後は、積荷場所及び運搬車両等を常に清潔に保つようにすること。

2 作業終了後は、施設内に付着した汚泥及び土砂は洗い流す等の清掃を行い、清潔に努めること。

(実施日程)

第8条 業務の実施日程については受注者が運搬先の営業日を確認し、発注者と受注者で協議し決定すること。

(損害の賠償)

第9条 受注者の責により生じた損害については、受注者がその損害を賠償するものとする。

(業務期間)

第10条 本業務の工期は検査期間として10日間を見込む。

(委託料の支払い)

第11条 沈砂運搬に係る支払いについては、運搬した沈砂の実績量及び作業に要した交通誘導警備員の人数に基づき、変更設計により精算するものとする。

(その他)

第12条 仕様書及び図面において疑義を生じた場合、又は定めない事項については、その都度協議してこれを定めるものとする。

明見ポンプ場外沈砂清掃運搬業務委託 特記仕様書

1 明見ポンプ場（引野町南一丁目 1 1 番 1 号）

- （１）沈砂枳及びポンプ枳の清掃を行うこと。
- （２）清掃時は、必要に応じて止水プラグ（内径 2 5 0 m m）を使用して管路の締め切りをし、管内貯留を行うこと。時間に限りがあるため、迅速に作業を行うこと。
- （３）スクリーンに付着する布類等のし渣も清掃すること。
- （４）道路交通法第 7 7 条に基づく道路使用許可申請書を福山東警察署に届け出ること。
- （５）福山地区消防組合火災予防条例第 5 8 条に基づく道路占用届出書を福山東消防署に届け出ること。
- （６）交通誘導警備員を配置すること。
- （７）業務実施前に周辺住民へ周知を行うこと。
- （８）業務実施に伴う水道及び電源の使用は可能である。
- （９）沈砂量は、1． 0 0 トンを見込む。
- （10）運搬先である株式会社中国開発（以下、「(株) 中国開発」という。）までの運搬距離は 2 4． 5 k mを見込む。
- （11）業務の実施日については、発注者と協議のうえ決定すること。

2 鳳第 3 ポンプ場（伊勢丘八丁目 5 番）

- （１）沈砂池及びポンプ井の清掃を行うこと。
- （２）清掃時は、必要に応じて止水プラグ（内径 2 5 0 m m）を使用して管路の締め切りをし、管内貯留を行うこと。時間に限りがあるため、迅速に作業を行うこと。
- （３）スクリーンに付着する布類等のし渣も清掃すること。
- （４）道路交通法第 7 7 条に基づく道路使用許可申請書を福山東警察署に届け出ること。
- （５）福山地区消防組合火災予防条例第 5 8 条に基づく道路占用届出書を福山東消防署に届け出ること。
- （６）交通誘導警備員を配置すること。
- （７）業務実施前に周辺住民へ周知を行うこと。
- （８）業務実施に伴う水道及び電源の使用は可能である。
- （９）沈砂量は、3． 0 0 トンを見込む。
- （10）運搬先の（株）中国開発までの運搬距離は 2 5． 9 k mを見込む。
- （11）業務の実施日については、発注者と協議のうえ決定すること。

3 木之庄中継ポンプ場（西町三丁目27番3号）

- （1）沈砂池及びポンプ井の清掃を行うこと。
- （2）清掃時は止水プラグ（内径500mm）を使用して管路の締め切りをし、管内貯留を行うこと。時間に限りがあるため、迅速に作業を行うこと。
- （3）止水中は、ポンプ場流入側のマンホールの水位を随時確認し、水位が一定以上上昇した場合は清掃作業を中断して、施設内に汚水を引き入れて送水を行うこと。
- （4）スクリーンに付着する布類等のし渣も清掃すること。
- （5）道路交通法第77条に基づく道路使用許可申請書を福山東警察署に届け出ること。
- （6）福山地区消防組合火災予防条例第58条に基づく道路占用届出書を福山北消防署に届け出ること。
- （7）交通誘導警備員を配置すること。
- （8）業務実施前に周辺住民へ周知を行うこと。
- （9）業務実施に伴う水道及び電源の使用は可能である。
- （10）沈砂量は、11.00トンを見込む。
- （11）業務は流入水を止水し、管内貯留により実施するため、上流側のマンホールから溢流しないよう沈砂量に見合った車両により業務を行うこと。
- （12）運搬先の（株）中国開発までの運搬距離は18.6kmを見込む。
- （13）業務の実施時期については発注者と協議のうえ決定すること。なお、当施設への流入水量は降雨の影響を大きく受けるため、雨天が予想される場合は、清掃実施日の延期を考慮すること。

4 大門中継ポンプ場（大門町五丁目5番50号）

- （1）通常水路及びバイパス水路の砂溜槽（沈砂池）2池の清掃を行うこと。
- （2）業務対象の下水道施設の中でも最も地下深くに砂溜槽（沈砂池）があり、深さは地上から約12mにもなるため、必要な長さの吸引ホースを用意すること。
- （3）通常水路の清掃時は、バイパス水路に汚水を流しながら清掃すること。
- （4）砂溜槽（沈砂池）からスクリーンまでの通常水路及びバイパス水路に堆積している沈砂も清掃すること。
- （5）スクリーン前後に堆積する沈砂も清掃すること。
- （6）スクリーンに付着する布類等のし渣も清掃すること。
- （7）業務実施に伴う水道及び電源の使用は可能である。
- （8）沈砂量は、2.00トンを見込む。
- （9）運搬先の（株）中国開発までの運搬距離は27.1kmを見込む。
- （10）業務の実施時期については発注者と協議のうえ決定すること。

5 神島中継ポンプ場（山手町五丁目35番8号）

- （1）通常水路及びバイパス水路の沈砂池2池の清掃を行うこと。
- （2）清掃は、通常水路又はバイパス水路でそれぞれ流路を切り換えながら実施すること。
- （3）沈砂池からスクリーンまでの水路に堆積している沈砂も清掃すること。
- （4）スクリーンに付着する布類等のし渣も清掃すること。
- （5）道路交通法第77条に基づく道路使用許可申請書を福山西警察署に届け出ること。
- （6）福山地区消防組合火災予防条例第58条に基づく道路占用届出書を福山南消防署瀬戸出張所に届け出ること。
- （7）交通誘導警備員を配置すること。
- （8）業務実施に伴う水道及び電源の使用は可能である。
- （9）沈砂量は、2.00トンを見込む。
- （10）運搬先の（株）中国開発までの運搬距離は17.2kmを見込む。
- （11）業務の実施時期については発注者と協議のうえ決定すること。なお、当施設は今年度2026年度に流入ゲートの修繕を予定しており、業務は流入ゲートの修繕完了後に実施すること。

6 坪生中継ポンプ場（坪生町四丁目3番45号）

- （1）着水井及び沈砂池の清掃を行うこと。
- （2）着水井の清掃時は止水プラグ（内径500mm）を使用して管路の締め切りをし、管内貯留を行うこと。時間に限りがあるため、迅速に作業を行うこと。
- （3）沈砂池の清掃時は、バイパス水路に汚水を流しながら清掃すること。
- （4）沈砂池からスクリーンまでの水路に堆積している沈砂も清掃すること。
- （5）スクリーン前後に堆積する沈砂も清掃すること。
- （6）スクリーンに付着する布類等のし渣も清掃すること。
- （7）道路交通法第77条に基づく道路使用許可申請書を福山東警察署に届け出ること。
- （8）福山地区消防組合火災予防条例第58条に基づく道路占用届出書を福山東消防署に届け出ること。
- （9）交通誘導警備員を配置すること。
- （10）業務実施に伴う水道及び電源の使用は可能である。
- （11）沈砂量は、2.00トンを見込む。
- （12）運搬先の（株）中国開発までの運搬距離は28.4kmを見込む。
- （13）業務の実施時期については発注者と協議のうえ決定すること。

7 明王台第1中継ポンプ場（明王台二丁目17番3号）

- （1）曝気沈砂池及び汚水槽の清掃を行うこと。
- （2）清掃時は止水プラグ（内径250mm）を使用して管路の締め切りを行い、汚水は潜水ポンプによる水替え及び管路内への貯留により円滑に清掃業務を遂行すること。時間に限りがあるため、迅速に作業を行うこと。
- （3）曝気沈砂槽に付着するし渣も清掃すること。
- （4）道路交通法第77条に基づく道路使用許可申請書を福山西警察署に届け出ること。
- （5）福山地区消防組合火災予防条例第58条に基づく道路占用届出書を福山南消防署瀬戸出張所に届け出ること。
- （6）交通誘導警備員を配置すること。
- （7）業務実施に伴う水道及び電源の使用は可能である。
- （8）沈砂量は、4.50トンを見込む。
- （9）業務は常時流入がある状態で行うため、貯留水の流出等がないよう沈砂量に見合った車両により業務を行うこと。
- （10）運搬先の（株）中国開発までの運搬距離は18.0kmを見込む。
- （11）業務の実施日については、発注者と協議のうえ決定すること。

8 明王台第2中継ポンプ場（明王台四丁目12番17号）

- （1）曝気沈砂池及び汚水槽の清掃を行うこと。
- （2）清掃時は止水プラグ（内径250mm）を使用して管路の締め切りを行い、汚水は潜水ポンプによる水替え及び管路内への貯留により円滑に清掃業務を遂行すること。時間に限りがあるため、迅速に作業を行うこと。
- （3）曝気沈砂槽に付着するし渣も清掃すること。
- （4）道路交通法第77条に基づく道路使用許可申請書を福山西警察署に届け出ること。
- （5）福山地区消防組合火災予防条例第58条に基づく道路占用届出書を福山南消防署瀬戸出張所に届け出ること。
- （6）交通誘導警備員を配置すること。
- （7）業務実施に伴う水道及び電源の使用は可能である。
- （8）沈砂量は、4.50トンを見込む。
- （9）業務は常時流入がある状態で行うため、貯留水の流出等がないよう回収量に見合った車両により業務を行うこと。
- （10）運搬先の（株）中国開発までの運搬距離は18.6kmを見込む。
- （11）業務の実施日については、発注者と協議のうえ決定すること。

9 本郷川中継ポンプ場（南今津町161番地）

- （1）着水井、ポンプ井流入ゲート周辺及びポンプ井の清掃を行うこと。
- （2）着水井の清掃時は止水プラグ（内径350mm）を使用して管路の締め切りをし、管内貯留を行うこと。時間に限りがあるため、迅速に作業を行うこと。
- （3）止水中は、ポンプ場流入側のマンホールの水位を随時確認し、水位が一定以上上昇した場合は清掃作業を中断して、施設内に汚水を引き入れて送水を行うこと。
- （4）スクリーンに付着する布類等のし渣も清掃すること。
- （5）道路交通法第77条に基づく道路使用許可申請書を福山西警察署に届け出ること。
- （6）福山地区消防組合火災予防条例第58条に基づく道路占用届出書を福山西消防署今津出張所に届け出ること。
- （7）業務実施に伴う水道及び電源の使用は可能である。
- （8）沈砂量は、2.00トンを見込む。
- （9）業務は流入水を止水し、管内貯留により実施するため、上流側のマンホールから溢流しないよう沈砂量に見合った車両により業務を行うこと。
- （10）運搬先の（株）中国開発までの運搬距離は6.4kmを見込む。
- （11）業務の実施時期については発注者と協議のうえ決定すること。

10 その他、疑義が生じた場合は、上下水道局の監督員と協議すること。

産業廃棄物処理【収集運搬用】に係る特記仕様書

排出事業者 福山市上下水道事業管理者 （以下、「発注者」という。）と、
収集運搬業者 _____（以下、「受注者」という。）は、
発注者の事業所が排出する産業廃棄物の収集運搬に関して、受注者は、関係法令、契約
約款、仕様書及び本特記仕様書に基づき、次のとおり履行するものとする。

(委託業務)

第1条 発注者は、産業廃棄物を処理するに当たり、第3条に定める産業廃棄物を期間内に、受注者にその収集運搬業務を委託する。

(許可証の写しの添付と許可の確認)

第2条 受注者は、この契約を締結するに当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく本契約の業務に係る受注者の産業廃棄物収集運搬業の許可証の写しを本契約書に添付するものとする。なお、受注者は、許可事項に変更があった場合は、その都度速やかにその旨を発注者に通知し、本契約書にその変更した許可証の写しを添付するものとする。

2 発注者は、その許可証の写しにより、次の項目及び第3条の記載事項が有効であることを確認する。

- (1) 許可した都道府県・政令市・中核市
- (2) 事業の範囲（取扱う産業廃棄物の種類）
- (3) 許可番号
- (4) 許可年月日と許可の有効年月日
- (5) 積替・保管の有無
- (6) 許可の条件

(委託内容)

第3条 発注者は、次の業務の内容に基づき、産業廃棄物の収集運搬を受注者に委託するものとする。

「業務の内容」

- 1 産業廃棄物の排出場所 : 福山市引野町南一丁目外8か町
- 2 委託する産業廃棄物の種類及び最終運搬目的地 : 別表に記載
- 3 受注者の産業廃棄物収集運搬業の許可の事業の範囲（取扱う産業廃棄物の種類） : 汚泥
- 4 積替・保管の有無 : （無）

別表 委託する産業廃棄物の種類及び運搬先の事業場の所在地

産業廃棄物の種類	運搬先の事業場の所在地
汚泥	株式会社中国開発（尾道市西藤町志村 75-132）

(産業廃棄物管理票)

第4条 発注者は、受注者に産業廃棄物の処理を委託するときは、廃棄物処理法に定める産業廃棄物管理票を必ず交付するものとする。

(業務終了報告)

第5条 受注者は、業務が終了したときは、遅滞なくそのことを発注者に報告するものとする。ただし、受注者は、産業廃棄物管理票の写しを発注者に送付することにより、業務終了報告に代えることができるものとする。

(業務の一時停止)

第6条 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたとき、又は生じる恐れがあるときには、業務を一時停止し、ただちに発注者に当該事由の内容及び、発注者における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。発注者はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。

2 発注者は受注者から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

(処理料金)

第7条 受注者は、業務が終了したときは、収集運搬料金を発注者に請求するものとする。

2 発注者は、産業廃棄物管理票の写しで処理業務の終了を確認後、発注者の定める支払い方法に基づき、受注者の請求する収集運搬料金を受注者に支払うものとする。

(情報の提供)

第8条 発注者は、委託する産業廃棄物を適正に処理するため、その産業廃棄物についての必要な情報を受注者に示すものとする。

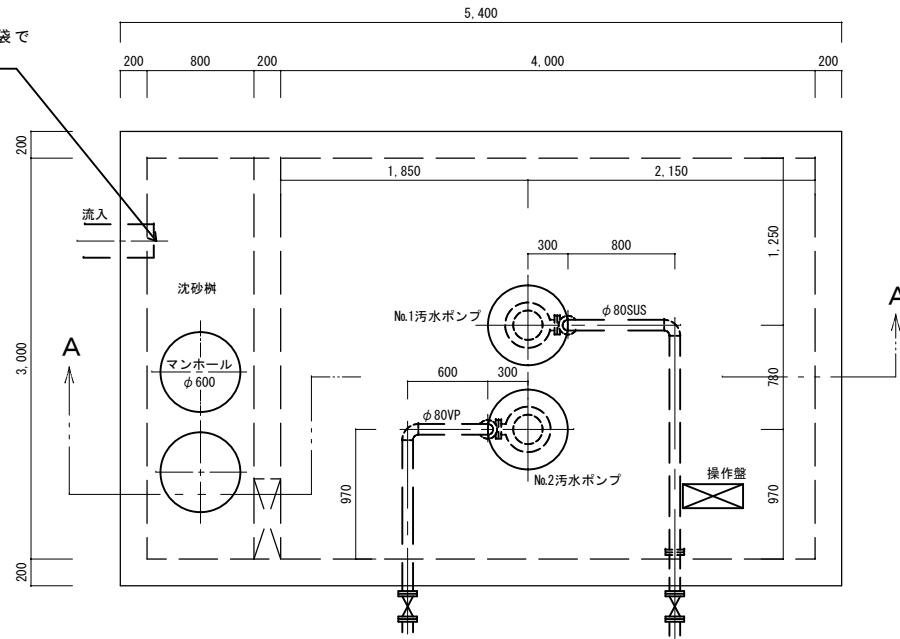
2 受注者は、本契約に係る産業廃棄物の収集運搬の許可を受けた都道府県等から行政指導を受けた場合は、発注者に当該指導を受けた年月日及び内容を書面により、遅滞なく通知するものとする。

(契約の解除)

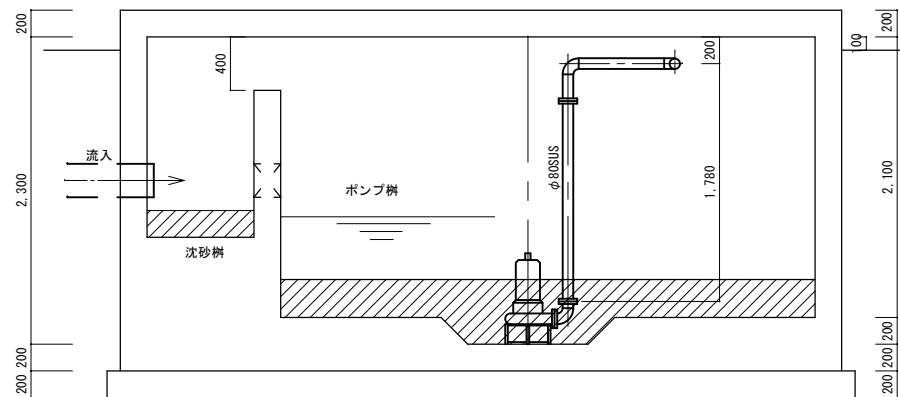
第9条 発注者又は受注者が、この契約の条項のいずれか、又は廃棄物処理法及び関係法令の規定に違反したときは、この契約を解除することができるものとする。

2 前項の規定によりこの契約を解除するに当たって、この契約に基づき発注者から引渡しを受けた廃棄物の処理を受注者が完了していないときは、当該廃棄物を発注者及び受注者双方の責任で処理した後でなければこの契約は解除できない。

沈砂池清掃の際、
止水プラグ又は土嚢袋で
流入を止める



平面図



A - A 断面図

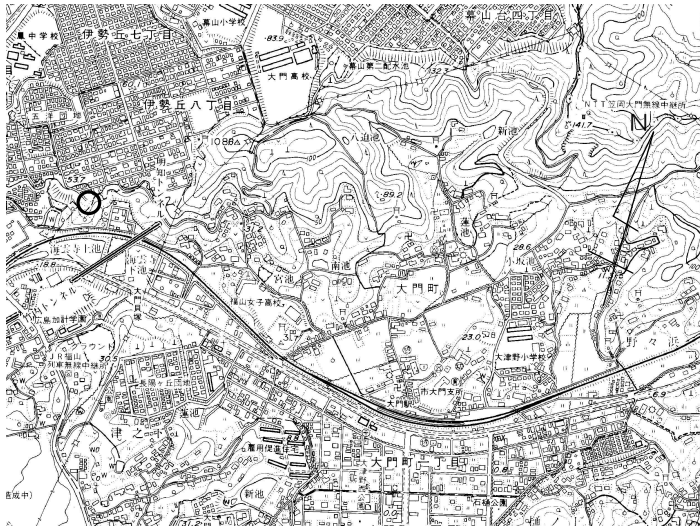


位置図

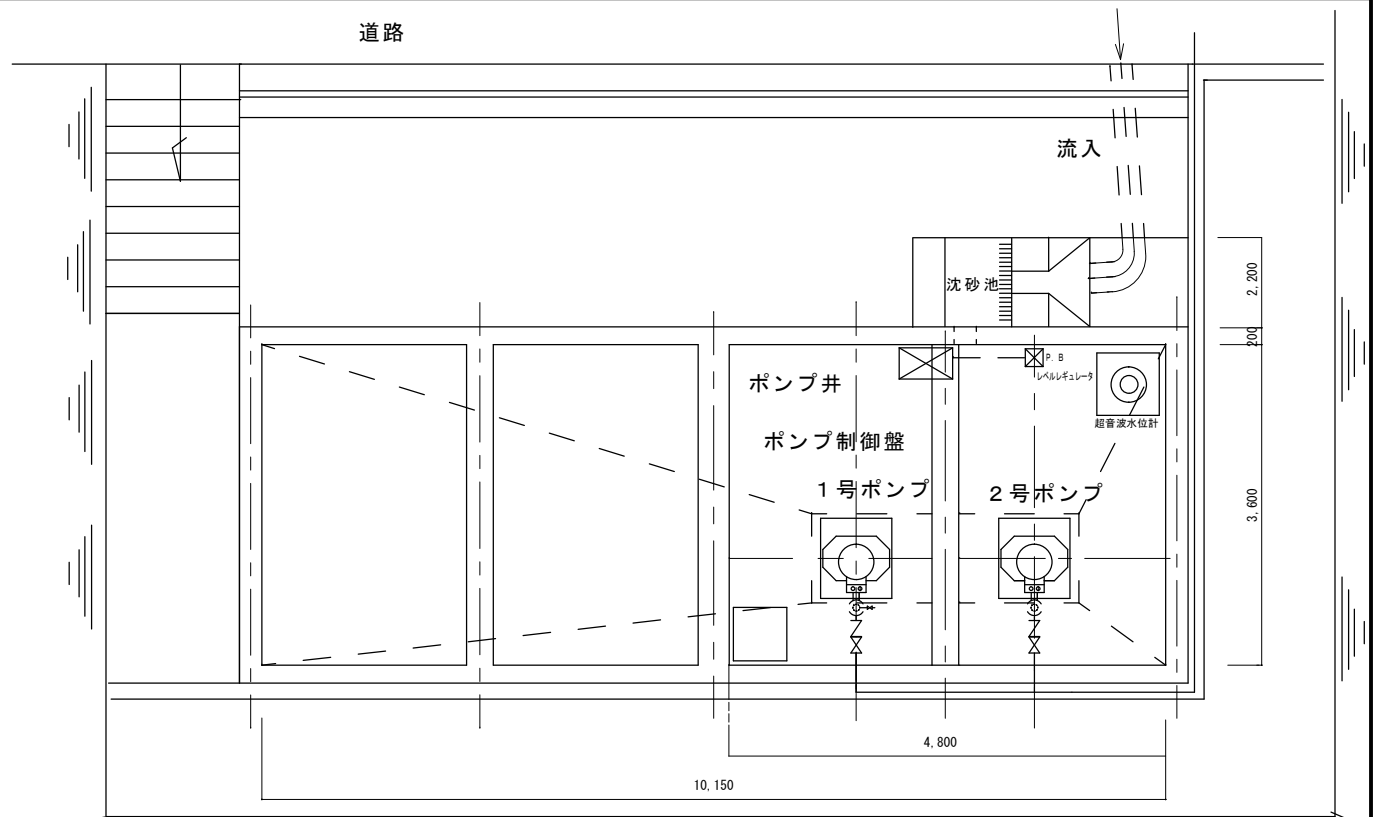


汚泥堆積範囲

福山市上下水道局		
2026 年度		
業務名称	明見ポンプ場外沈砂清掃運搬業務委託	
図面番号	1 / 9	縮尺 ー
明見ポンプ場 位置図・平面図・断面図		

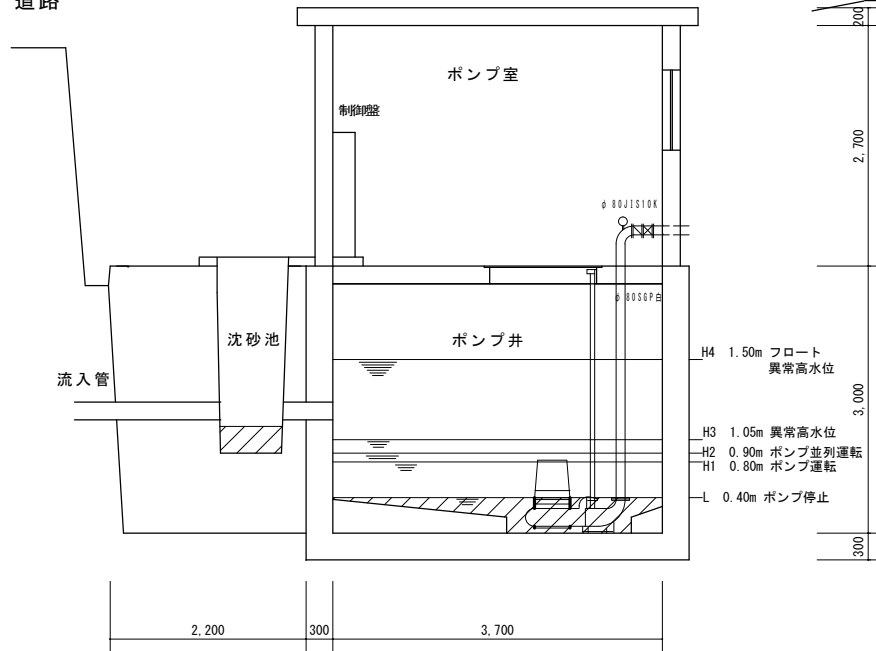


位置図



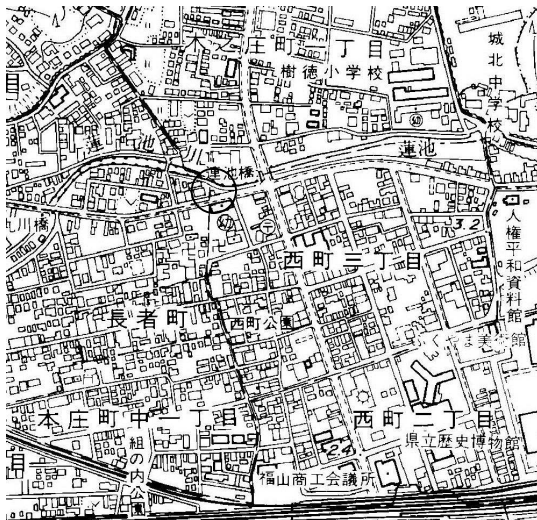
平面図

道路

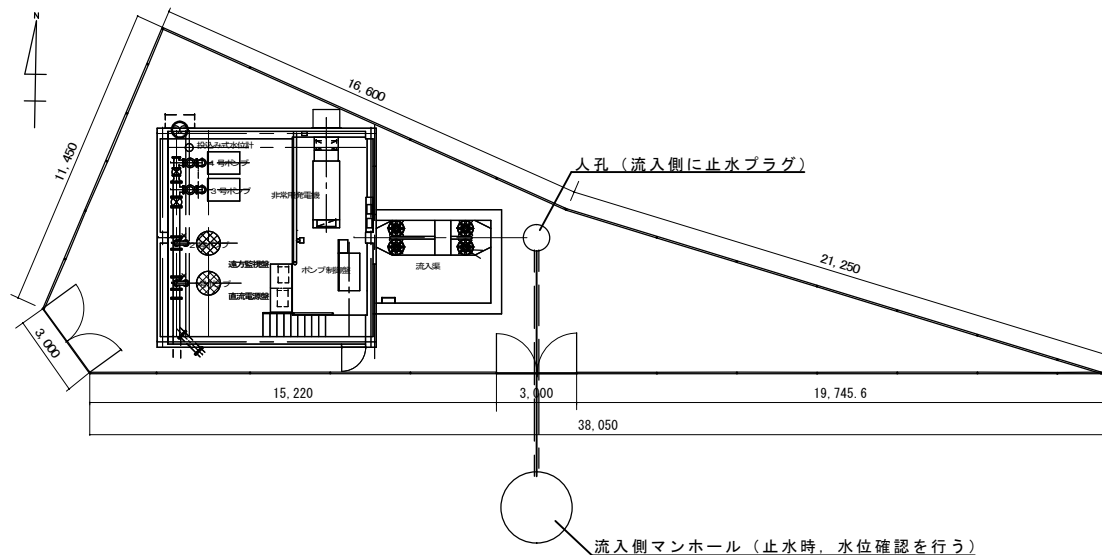


福山市上下水道局			
2026	年度		
業務名称	明見ポンプ場外沈砂清掃運搬業務委託		
図面番号	2 / 9	縮尺	—
鳳第3ポンプ場			
位置図・平面図・断面図			

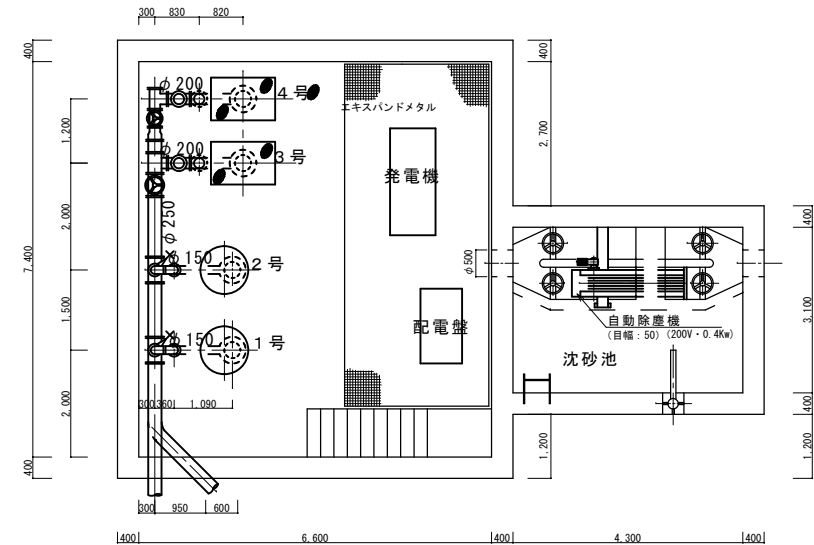
汚泥堆積範囲



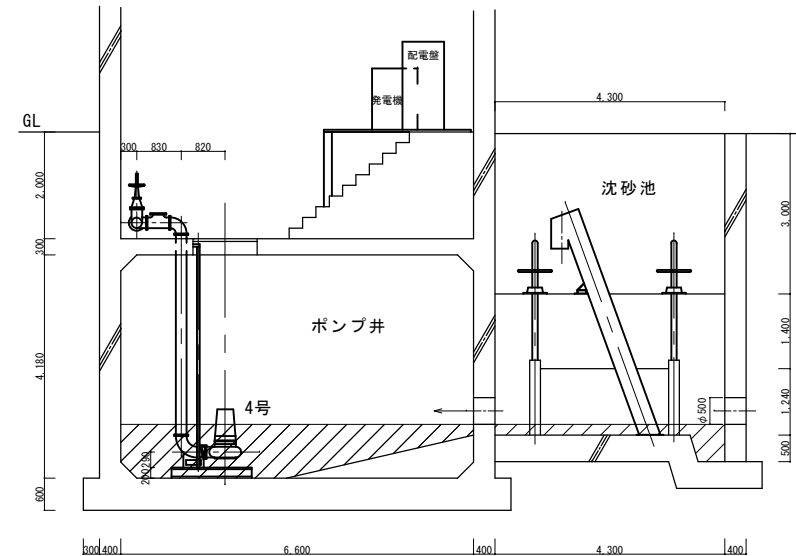
位置図



配置図



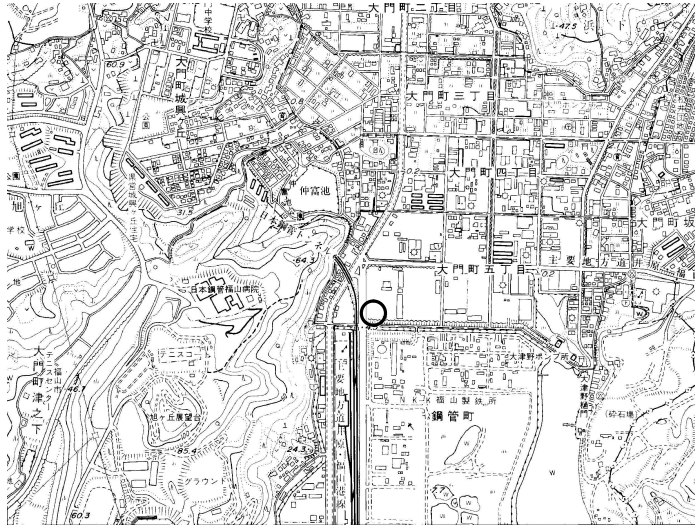
平面図



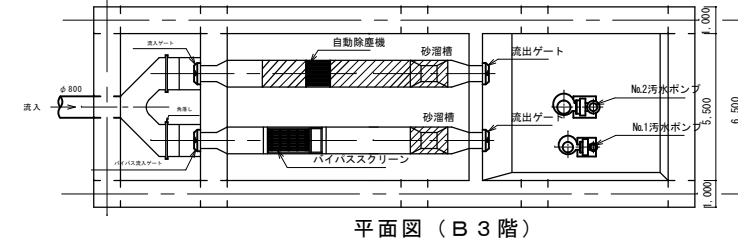
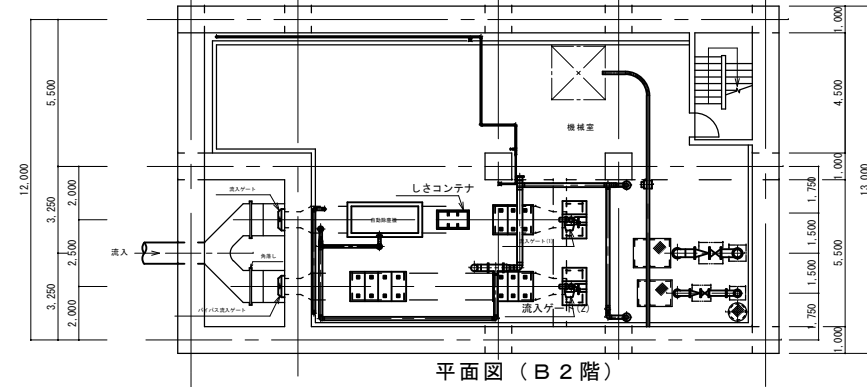
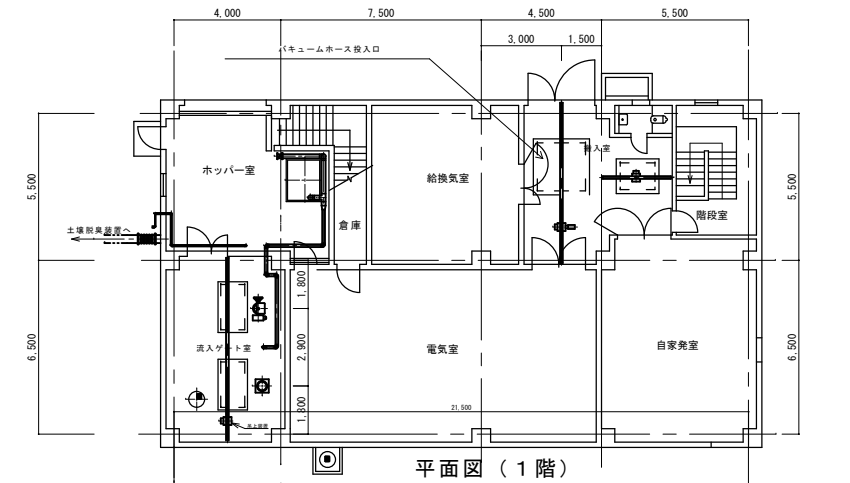
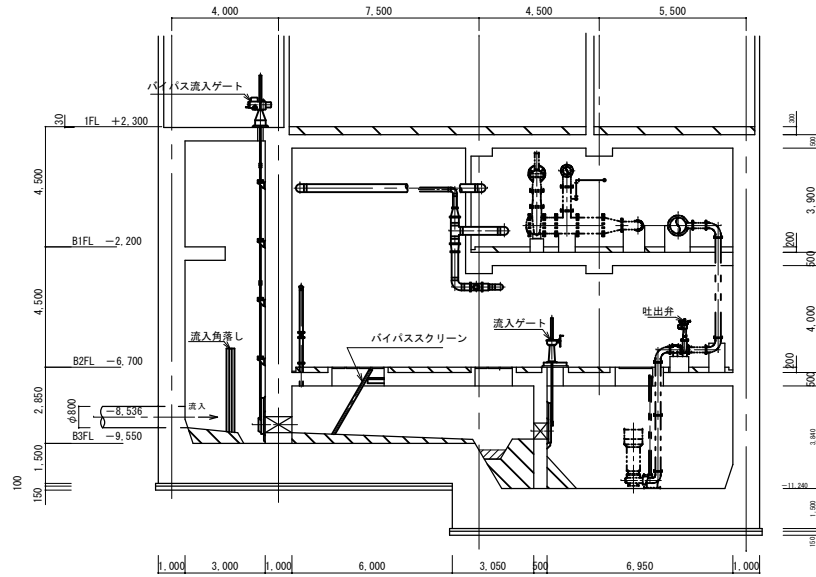
断面図

汚泥堆積範囲

福山市上下水道局			
2026 年度			
業務名称	明見ポンプ場外沈砂清掃運搬業務委託		
図面番号	3 / 9	縮尺	—
木之庄中継ポンプ場 位置図・平面図・断面図			

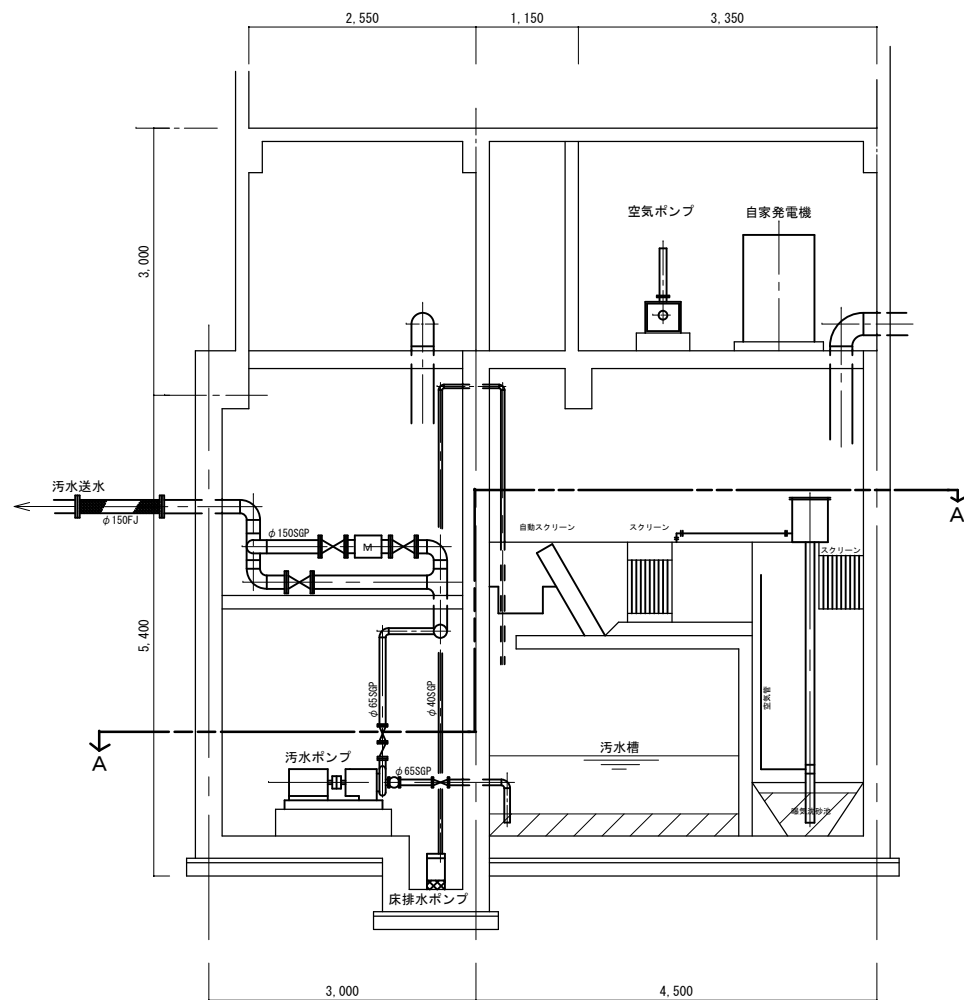


位置図



汚泥堆積範囲

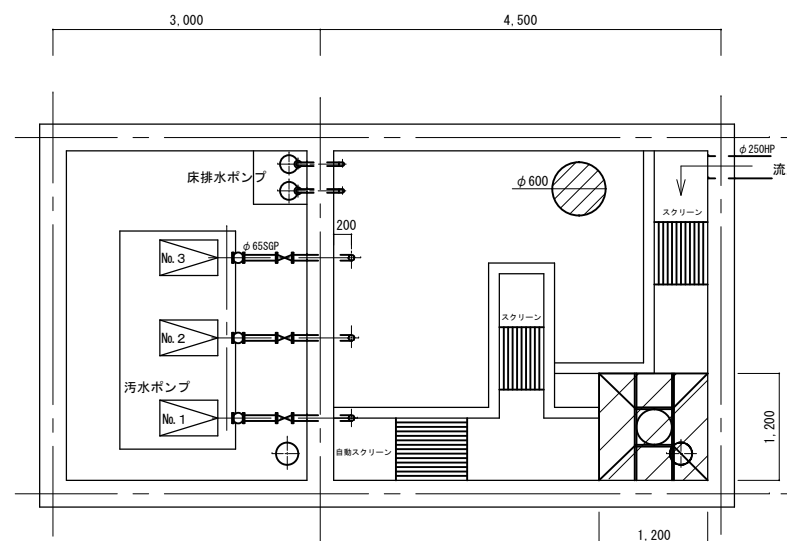
福山市上下水道局			
2026年度			
業務名称	明見ポンプ場外沈砂清掃運搬業務委託		
図面番号	4/9	縮尺	—
大門中継ポンプ場			
位置図・平面図・断面図			



断面図



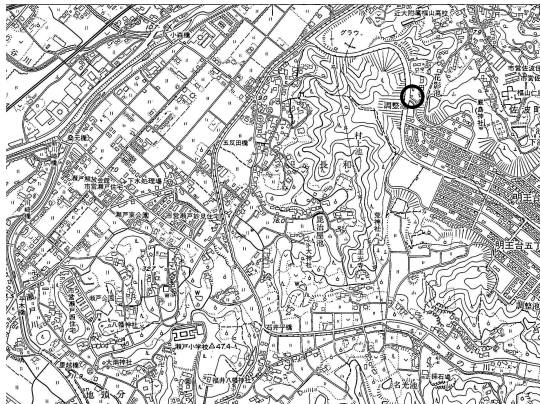
位置図



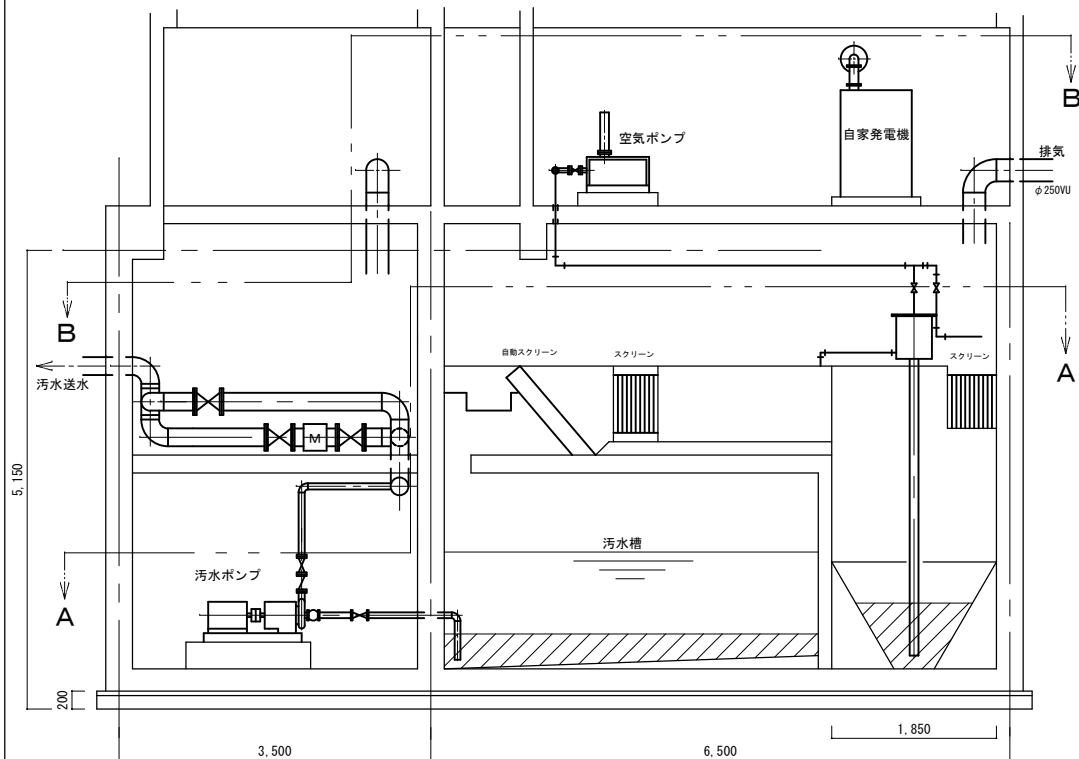
A - A 矢視図

汚泥堆積範囲

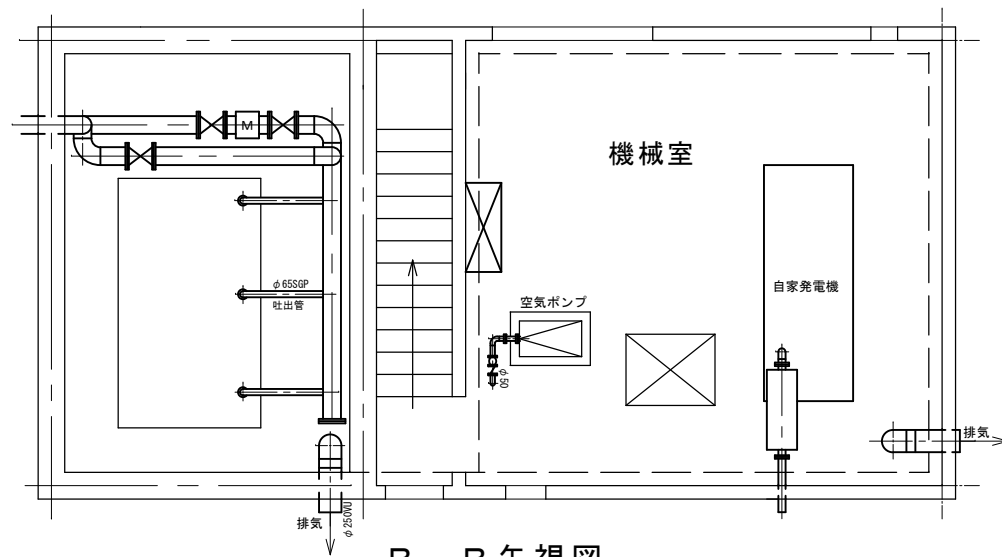
福山市上下水道局			
2025 年度			
業務名称	明見ポンプ場外沈砂清掃運搬業務委託		
図面番号	7 / 9	縮尺	—
明王台第1中継ポンプ場			
位置図・矢視図・断面図			



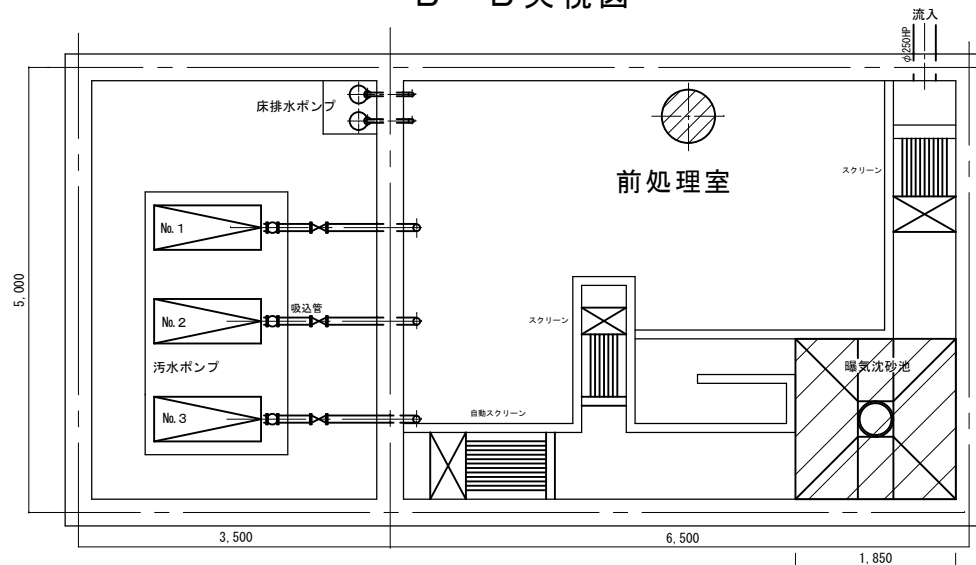
位置図



断面図



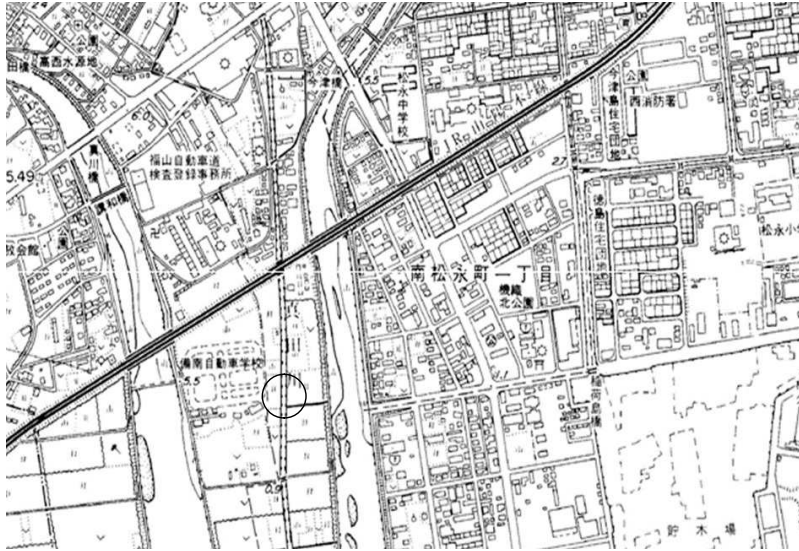
B - B 矢視図



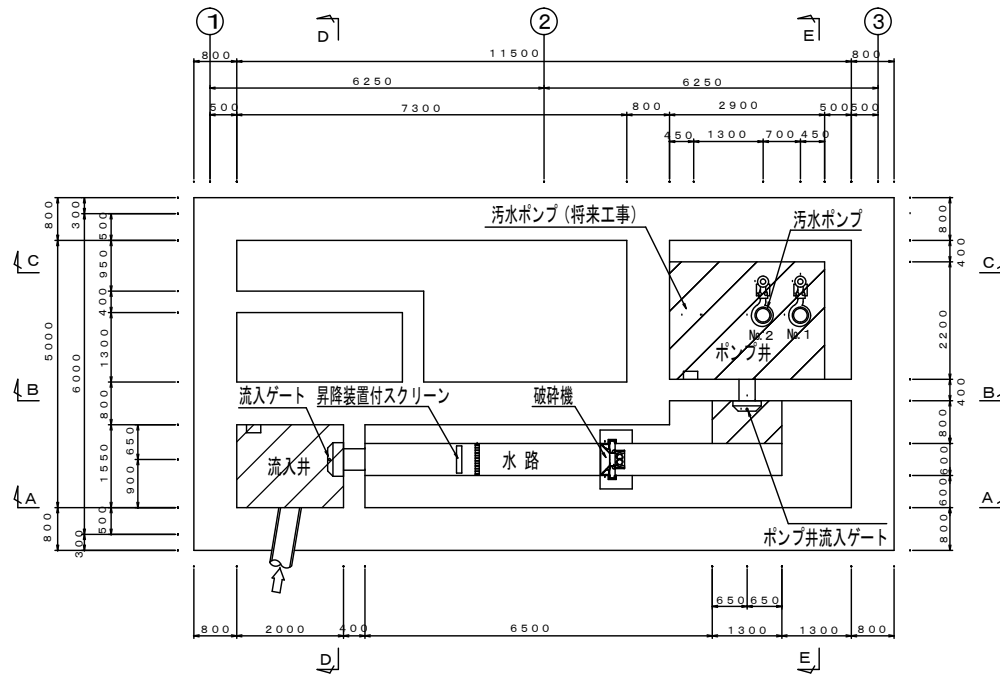
A - A 矢視図

汚泥堆積範囲

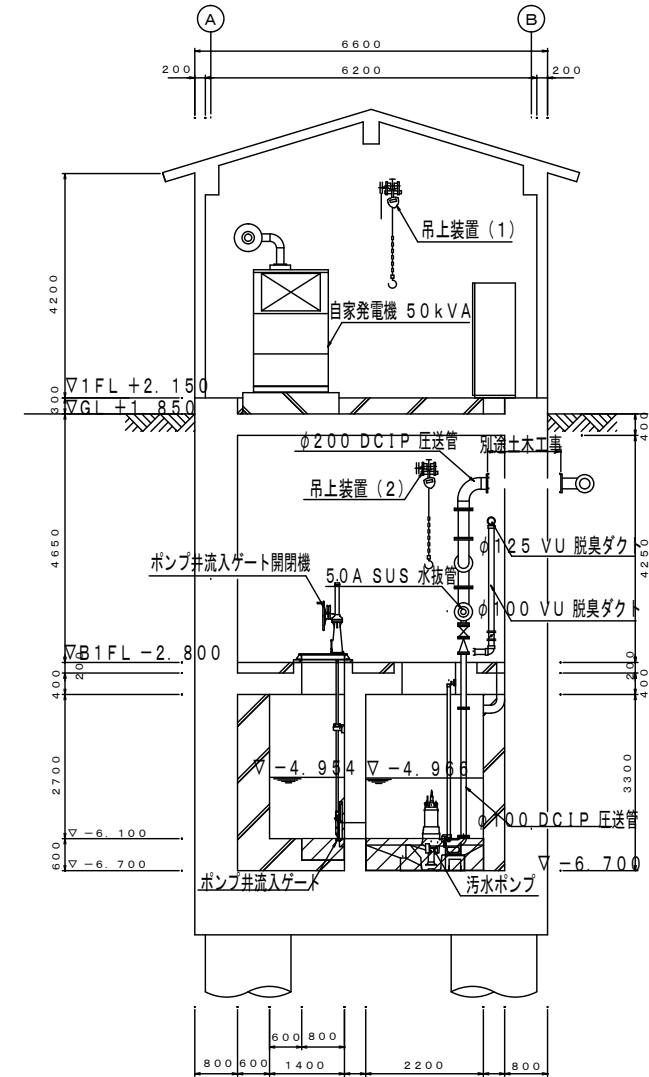
福山市上下水道局			
2026 年度			
業務名称	明見ポンプ場外沈砂清掃運搬業務委託		
図面番号	8 / 9	縮尺	—
明王台第2中継ポンプ場			
位置図・矢視図・断面図			



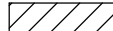
位置図



地下 1 階 平面図



断面図

 汚泥堆積範囲

福岡市上下水道局			
2026 年度			
業務名称	明見ポンプ場外沈砂清掃運搬業務委託		
図面番号	9 / 9	縮尺	—
本郷川中継ポンプ場			
位置図・平面図・断面図			